

令和8年度

鏡石町内保育施設・町立幼稚園 申込案内

— 申込受付期間 —

●令和8年4月1日入所（園）希望の場合

申込開始日～締切日	結果通知
令和7年10月14日（火）～11月7日（金）	令和8年2月上旬

●年度途中の入所（園）希望の場合（随時受付）

希望する入所日	申込締切日	結果通知
令和8年5月1日	令和8年3月31日（火）	令和8年4月上旬
令和8年6月1日	令和8年4月30日（木）	令和8年5月上旬
令和8年7月1日	令和8年5月29日（金）	令和8年6月上旬
令和8年8月1日	令和8年6月30日（火）	令和8年7月上旬
令和8年9月1日	令和8年7月31日（金）	令和8年8月上旬
令和8年10月1日	令和8年8月31日（月）	令和8年9月上旬
令和8年11月1日	令和8年9月30日（水）	令和8年10月上旬
令和8年12月1日	令和8年10月30日（金）	令和8年11月上旬
令和9年1月1日	令和8年11月30日（月）	令和8年12月上旬
令和9年2月1日	令和8年12月25日（金）	令和9年1月上旬
令和9年3月1日	令和9年1月29日（金）	令和9年2月上旬

- ・提出先 福祉こども課（健康福祉センター（ほがらかん）1階）
※締切日を過ぎた場合、原則、翌月以降の入所日で調整となります。
※提出書類に不足・不備がある場合は受理できません。
※申し込み（先着）順ではありません。

- ・提出書類 ①保育施設入所（園）申込書もしくは鏡石幼稚園入園願書
②支給認定申請書（継続入所の場合は不要）
③家庭状況調査書（継続入所の場合は不要）
④就労証明書など保育を必要とすることを証明する書類（保護者ごと）
⑤その他必要と認める書類（誓約書、申立書等）

※同一世帯から2人以上の児童が同時に申し込む場合、④はコピーでの提出が可能です。
③は1枚にまとめて記入が可能です。①、②は児童1人につき1枚を記入してください。
※希望者が定員を超える場合、家庭状況等を考慮したうえで入所調整を行いますので、第2、第3希望の保育施設となることがあります。あらかじめご了承ください。

1 利用資格要件

鏡石町に住民登録があり居住している児童（利用日までに住民登録が可能な方を含む）

2 支給認定区分と利用できる施設

年齢	保育必要性	認定区分	幼稚園	こども園 (教育)	こども園 (保育)	保育所
満3～5歳	なし	1号	○	○	—	—
	あり	2号	—	—	○	○
0～2歳	あり	3号	—	—	○	○

※年齢：令和8年4月1日時点の年齢

3 保育の必要性

保育施設への入所を希望する場合、保護者が次のいずれかに該当し保育の必要性が認められることが要件となります。また、保育の必要性によって、保育実施期間、保育利用可能時間が異なります。

保育の必要性	保育実施期間	保育利用可能時間
①就労（月48時間以上） ※自営業、農業を含む	雇用の定めによる（育休からの復職や就職内定等については条件あり）	標準時間→月120時間以上の就労 短時間→月48時間以上の就労
②妊娠・出産	出産予定日前後2か月	標準時間
③保護者の疾病等	疾病等が回復するまで	標準時間
④家族の看護・介護	疾病等が回復するまで	標準時間
⑤求職活動	3か月以内	短時間
⑥災害等	復旧に必要な期間	標準時間
⑦その他※①～⑥に類する状態	理由に応じて決定	理由に応じて決定

※標準時間：11時間保育、短時間：8時間保育のことをいいます。

※月120時間未満の労働時間の場合でも、通勤距離が長い等、特別な事情が認められれば、状況により標準時間認定となる場合があります。（別途届出が必要です）

※育休からの復職や就職内定の場合は、入所希望の翌月中に復職（就労）が条件となります。

※世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。2世帯住居や同一敷地内住居の場合は、申し出てください。

※集団生活に慣れさせたいなどの理由は認められません。

※心身に障がいがあると思われる場合や、発達に不安がある場合、アレルギー等がある場合は受け入れ体制を整える必要がありますので、必ずお申し出ください。

4 保育必要性を証明する書類

保育の必要性	提出書類
①就労（育休含む）	就労証明書（発行から3か月以内） ※育休の場合、復職予定日が記載されているもの
②就労（自営業）	就労証明書 タイムスケジュール
③就労（農業）	農業委員会の「耕作証明書」
④妊娠・出産	母子健康手帳等出産予定日が確認できるもの ※産後休暇取得後、そのまま育児休業に入る方は就労証明書も必要になります。
⑤保護者の疾病等	診断書、各種手帳等の写し
⑥家族の看護・介護	診断書、各種手帳等の写し
⑦求職活動	ハローワーク受付票の写し等

※同一世帯から2人以上の児童が同時に申し込む場合、コピーでの提出が可能です。

※理由によっては、別途書類の提出が必要になる場合があります。

※同居親族が18歳以上65歳未満の場合は、上記書類の提出が必要となります（学生は提出不要）。

世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。

※離婚協議中等の場合は、そのことが分かる書類の提出が必要です。

※鏡石町へ転入予定の方が保育施設への入所を希望する場合は、誓約書の提出が必要です。

ただし、転入ができない場合は入所取消しとなる場合があります。

5 記載内容等の変更について

提出済みの申込書等に記載した内容に変更があった場合は、速やかに福祉こども課へご連絡ください。

変更内容によっては、追加で書類の提出が必要になる場合があります。

年度途中において、「勤務先が変わり就労時間も変更になった」、「〇〇月から育児休業に入る」等、保育必要性認定理由が変更した場合は、変更申請（添付書類あり）が必要になります。変更内容は、翌月1日から反映されます。

6 町外施設への入所希望（広域入所）について

鏡石町民の方で町外の保育施設を希望する場合も、鏡石町に申請する必要があります。市町村間で入所調整を行うため、審査に時間を要します。さらに、市町村によって受付期間が異なりますので、早めの提出をお願いいたします。

7 申し込みから入所までのおおよその流れ

	4月入所希望	5月以降入所希望
①入所調整	～令和8年1月（保育必要性の優先度による）	
②結果通知	令和8年2月上旬	入所希望月の前月上旬
③各施設による説明会	令和8年2～3月	入所希望月の前月中旬以降
④入所	令和8年4月1日	各入所月1日

8 保育料について

保育料は、保護者の住民税額（税額控除前の所得割額）により決定します。

4～8月の保育料は令和7年度の住民税額に基づく保育料、9～3月の保育料は令和8年度の住民税額に基づく保育料となります。（令和7年度の住民税額は令和6年中の収入、令和8年度の住民税額は令和7年中の収入で算定されます。）

令和8年度の保育料は下表のとおりです。

世帯の階層区分	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯等	0	0
②①を除く住民税非課税世帯	0	0
③住民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	10,000	9,800
<以下、住民税課税世帯であって所得割の額が次の区分に該当するもの>		
④48,600 円未満	12,000	11,600
⑤48,600 円以上 59,000 円未満	15,000	14,600
⑥59,000 円以上 79,000 円未満	19,000	18,600
⑦79,000 円以上 97,000 円未満	24,000	23,400
⑧97,000 円以上 115,000 円未満	27,000	26,400
⑨115,000 円以上 133,000 円未満	31,000	30,400
⑩133,000 円以上 169,000 円未満	32,000	31,400
⑪169,000 円以上	33,000	32,400

※3歳（4月1日現在）以上の児童については、保育料が無償となります。

※上記保育料のほか、施設によって活動費や教材費等がかかることがあり、それらは無償化の対象にはなりません。

※保育料は口座振替となりますので、町からの通知後、速やかに手続きをお願いいたします。

※長期欠席の場合でも、保育料の減額・返還はできません。（自治体要請による休園等を除く）

※世帯の状況により保育料が軽減される場合があります。

※同一世帯から2人以上入所する場合は、2人目以降の保育料が減免される場合があります。

※祖父母等親族が同居（世帯分離含む）していて、保護者（父母）の収入が一定以下である場合など、住民税額が高い同居親族の住民税額を含めて保育料を算定することがあります。

9 個人情報の取り扱いについて

提出いただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱います。また、お子さんの適切な発達支援のため、提出いただいた内容を関係機関や入所施設へ情報提供させていただく場合があります。

●町立幼稚園及びの市内の認可保育施設について

鏡石町立鏡石幼稚園		※募集定員は年齢により異なります。
1 住所・電話	鏡石町中町271番地4	電話：0248-62-3772
2 設置主体	鏡石町	
3 開設年月日	昭和47年4月1日	
4 開所時間	8時30分～13時30分（預かり保育7時30分～19時00分） ※土曜日は休み	
5 対象年齢	3歳～5歳児（令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれの幼児）	

認定こども園ぶどうの木		※募集定員は年齢により異なります。
1 住所・電話	鏡石町前山72番地	電話：0248-92-3213
2 設置主体	学校法人 栄光学園	
3 開設年月日	平成20年4月1日	
4 開所時間	7時15分～18時15分（延長保育18時15分～18時45分） ※平日のみ	
5 対象年齢	生後9週～5歳児	

認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園		※募集定員は年齢により異なります。
1 住所・電話	鏡石町岡ノ内14番地8	電話：0248-62-5035
2 設置主体	学校法人 鏡石学園	
3 開設年月日	令和4年4月1日（昭和60年開設の幼稚園から認定こども園に移行）	
4 開所時間	（平日） 7時30分～19時00分（延長保育18時30分～19時00分） ※短時間 8時00分～16時00分（延長保育16時00分～18時30分） （土曜） 7時30分～17時50分 ※第5土曜はお休みとなります	
5 対象年齢	満3歳児～5歳児	

岡ノ内保育園		※募集定員は年齢により異なります。
1 住所・電話	鏡石町岡ノ内556番地	電話：0248-62-7068
2 設置主体	学校法人 鏡石学園	
3 開設年月日	平成26年4月1日	
4 開所時間	（平日） 7時30分～18時30分 延長保育 7時20分～7時30分、18時30分～18時45分 （土曜） 7時30分～17時50分 ※第5土曜はお休みとなります	
6 対象年齢	生後7か月～満3歳年度末	

鏡石保育所		※募集定員は年齢により異なります。
1 住所・電話	鏡石町本町43番地6	電話：0248-62-2513
2 設置主体	鏡石町社会福祉協議会	
3 開設年月日	昭和43年11月23日	
4 開所時間	（平日・土曜）7時30分～18時30分（延長保育18時30分～19時00分） ※土曜保育の実施は、1歳児～5歳児となります	
6 対象年齢	生後6か月～5歳児	

※記載されている内容は、施設の状況等により変更される場合があります。